

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	三重 (鳴見1、鳴見2、多以良、畝刈、京泊、三京、三重1、三重2、才木、三重3、三重4、櫻山、三重田、長谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 29 日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・長崎市の主要ブランドである「長崎和牛・出島ばらいろ」に加え、集落内や隣接集落には大規模な農産物直売所があるため、直売所向けの野菜や果物、水稻などが栽培されているが、高齢化や後継者不足、イノシシ等による有害鳥獣の被害により、耕作放棄地の増加が課題となっている。
・集落内には三重市民農園があり、都市部住民の農業体験の場として親しまれているが、利用率が低下してきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・「長崎和牛・出島ばらいろ」のブランド強化を図るため、さらなる販路拡大や情報発信等に取り組む。
・三重川周辺の遊休水田の活用に向けた、農地活用の取り組みを検討する。
・三重市民農園の利用促進を図るとともに、グリーンツーリズム等の取組み促進により、都市と農村部の新たな交流機会を創出する。
・集落は規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域外から農業を担う者を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携し、農地の意向調査及び担い手の経営意向を踏まえながら、農地中間管理機構の活用を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地耕作条件改善整備事業や市単独の担い手農家支援特別対策事業等を活用した様々な規模の基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から産地の担い手となる多様な経営体を募り、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、防除作業等についてはJA長崎せいひ等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域ぐるみの有害鳥獣対策をさらに推進し、地域での捕獲・防護柵の点検活動等の体制づくりに取り組む。				
③水稻のドローン防除の推進を図る。				